

# JICA 研修監理員制度について：フランス語の視点から

平林 通洋

---

**Abstract:** 日本国際協力機構（JICA）は技術協力の一環として支援対象国から研修員を日本に招いて研修プログラムを実施しており、これを本邦研修と呼んでいる。その本邦研修の実施を現場で支える研修監理員の役割をフランス語の視点から概観する。研修テーマに対応した研修実施機関がJICAと連携しながら実施する本邦研修は大別すると一国を対象とした国別研修と数カ国を対象とした課題別研修・青年研修に分けられる。そこで研修監理員が担う業務は、生活面からはじまって講義や視察の通訳、ときには政治制度についての理解促進にいたるまで幅広い。JICAにおいてフランス語を使用する際には中央および西アフリカ諸国が対象となるため、そうした国々の特殊性への配慮が必要となる。生活面また政治体制が日本と比較して大きく異なる地域から来る研修員と日本側の間にたってコーディネーターする経験は、今後の日本が民間投資もあわせてアフリカ開発に携わるなかで、さらに積極的に活用され得るだろう。

**Keywords:** JICA、国際協力、フランス語圏アフリカ諸国、研修監理員

---

## はじめに

日本国際協力機構（JICA）が取り組む途上国支援は様々な形で行われている。有償資金援助（円借款）、無償の資金援助、青年海外協力隊のボランティア派遣と並んで重要な柱とされているのが技術協力である。そこでは、日本で蓄積された様々な分野（農林水産・鉱工業・運輸・保健衛生・行政制度など）での知見をそれぞれの支援対象国に合わせた形で生かしてもらい、いわばソフト面での支援が中心となっている。資金援助やボランティア派遣では資金や人材が日本から支援対象国に向かうのに対して、技術協力においては日本からの専門家や調査団の現地派遣とあわせて支援対象国の実務担当者を日本に招き研修を受けてもらうという、人材がいわば双方向に動くことが大きな特徴である。こうした支援対象国の実務担当者を日本に招いて行う研修をJICAでは「本邦研修」と呼んでいる。

JICAの支援対象国はほぼ全世界に広がっており、それぞれの国の実務担当者は英語以外の言語を業務で使用することが多くなる。JICAの本邦研修においても、英語の占める割合が相当大きいとはいえ、南米諸国対象案件の場合はスペイン語、中東であればアラビア語、旧共産圏中央アジアであればロシア語といったように使用言語を定めている。そして中央および西アフリカを対象とした案件の場合には、広く公用語とされているフランス語が使用されることになる。

本邦研修では講義と視察、またそれぞれの講義と視察のあとの研修員（本邦研修に参加する支援対象国の実務担当者をこのように呼ぶ）との質疑応答を繰り返しながら、最終的には研修の最後に研修員ひとりひとりが自国に戻ってから取り組む行動計画の作成へと進むことになる。そこで通訳を担当し、ときには研修員の生活面のサポートまで行う職種として研修監理員がある。研修監理員という職種については後述するが、別名コーディネーターともいい、通訳も含めて現場で発生するあらゆる事態に対応しつつ本邦研修を円滑に進めることを任務としている。英語以外の言語を話す人材が極端に少ない現状では、研修監理員はときにその存在なしには本邦研修が進まないほどの重要な役割を担うことになる。フランス語を専門とする人間に

とっては観光業と並んで重要な活躍の場でもあるのだ。しかしながら、あまりその仕事の内容が知られているとはいえない。本稿では JICA 事業のなかでの研修監理員制度を概観しながら、アフリカから来る研修員と接するフランス語研修監理員の仕事の特徴についても述べてみたい。

## 1. 本邦研修

まず技術協力の一環としての本邦研修がどのようなものか以下に概観しながら、フランス語研修監理員がそこでどのようにかかわっているのかを見てみよう。

### 1-1. 本邦研修の枠組み

前述したとおり、JICA 事業の重要な柱として技術協力があり、その一環として支援対象国の実務担当者を日本に招き本邦研修が行われている。研修のテーマは分野に応じて様々であり、JICA の HP に概要一覧が載せられている<sup>1</sup>。ただ、テーマはどうかあれ、研修監理員にとって本邦研修は以下の 3 つの枠組みのなかで行われる。

- ①青年研修：途上国の将来を担う青年層を対象として、日本の技術を経験してもらう基礎的な研修
- ②課題別研修：日本側で開発途上国の課題を想定して研修計画を策定し、実施を開発途上国側に提案する研修
- ③国別研修：相手国の個別の要請に基づいて実施される研修

①と②の場合はフランス語が使用言語ではあるが、研修に参加する研修員が複数の国から来ることになり、③の場合は参加者はすべて同じ国となる。このことは数週間国から離れていわば共同生活を送ることになる研修員にとって大きな違いとなり、研修監理員もそれを踏まえた対応を取らなければならない。①青年研修と②課題別研修では、研修員の国籍だけでなく、それぞれの所属組織での職位も異なる場合が多く、そうした多様性が研修の進展に利する形へとコーディネートする必要がある。それに対して、③国別研修の場合、すでに実施プロジェクトが進行しているなかで対象国のカウンターパートを日本に招くことが多く、プロジェクトの全体像を把握するための準備が欠かせない。

### 1-2. 本邦研修の実施機関

本邦研修は多くの場合 JICA が国内機関（大学、地方自治体、NGO、公益法人など）に実施を依頼して行われる。JICA においても東京の本部だけではなく、15 箇所の国内事業所がそれぞれの担当地域で実施機関と協力しながら研修を行っている。

言い換えると、研修案件の形成や検討および必要な費用についての予算的な手当、また途上国からの受け入れ研修員の決定については JICA が外務省を通して行うものの、実際に日本各地で研修が行われる際には基本的に実施機関の責任において行われることになる。講義や視察の現場では常に JICA の名前が挙げられつつも、そこに JICA 職員が立ち会うことはあまり頻繁ではない。

<sup>1</sup> 研修員受け入れ事業の概要については JICA のホームページを参照した。http://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\_japan/summary/jisseki.html (2013 年 7 月 30 日アクセス)

したがって、研修監理員が現場に立つときはもっぱら実施機関の講師や担当者とアフリカ各地から来た研修員との間にたつて通訳やコーディネートを行っている。あくまで現場ベースでの対応が研修監理員の業務の中心であり、案件の組成・検討・評価にはほぼかかわることがないといえる。

実施機関によっては、JICA 本邦研修の経験を蓄積し専属の職員まで配置しているところもあれば、まったく経験がなく手探りのなかで苦心して実施にこぎ着けるところもある。研修監理員はいずれの場合も研修員からの要望を吸い上げつつ、同時に実施機関の目指す方向性に研修員が導かれるように橋渡し役を担うことになる。

### 1-3. 本邦研修の構成

研修のテーマは途上国の課題に応じて多様なものとなるのは前述したとおりであるが、本邦研修の構成はある程度フォーマット化されている。

- ①来日プログラム：日本での生活に必要な情報、講義や視察を理解するために必要な歴史・社会的基礎情報について学ぶ
- ②研修プログラム：テーマに基づいた講義・実習・討論・関連施設の視察
- ③アクションプラン作成・発表：研修員の帰国後の行動計画の作成と発表
- ④評価会・閉講式：研修員の要望を聴取したのち、修了証を授与

この一連の流れのなかで、①については JICA の国内機関が実施するのでフランス語で講義する人材を用意できる場合もあるが、②から④にかけては、フランス語で対応可能な講師や担当者がある場合をのぞいて研修監理員がすべての通訳を担う。その場合通訳率はほぼ 100% となる。この点については後ほど詳述する。

## 2. 研修監理員の業務

以上、本邦研修の概略についてフランス語研修監理員の業務の視点から眺めてきた。このように本邦研修には研修監理員が必要不可欠な形で組み込まれているとはいえ、研修監理員は JICA に雇用された職員ではない。平成 23 年度までは財団法人日本国際センター（JICE）が研修監理業務をほぼ一括して受託していた。研修監理員は案件の期間ごとに JICE に雇用され、JICA に派遣される仕組みであった。その後平成 22 年度に行われた民主党政権による行政刷新会議による事業仕分けにおいて、研修監理業務の必要性は認められたものの、JICE から切り離れたうえで業務を JICA へ内製化し効率化を図ることが勧告された<sup>2</sup>。それを受け、平成 24 年度以降、研修監理員は一般的な通訳者や通訳ガイドとおなじような個人事業主として JICA から案件ごとに業務を受託する形となっている<sup>3</sup>。このように環境は大きく変化したとはいえ、研修監理員の業務そのものはほとんど変わっていない。JICA 職員でもなく研修実施機関にも属さない立場でかかわる研修監理員の業務とは具体的にどのようなものとなるのか。フランス語だけではなくすべての使用言語に共通する研修監理の業務を以下に見てみたい。

### 2-1. 事前業務

本邦研修の組成および研修員の選考にあたっては数ヵ月さらには年単位の時間をかけて行われるのにたいして、研修監理員が研修実施に関わるのは研修開始の数日前からとなる。研修

<sup>2</sup> 内閣府行政刷新会議 HP「行政刷新会議ワーキンググループ「事業仕分け」WG-A 平成 22 年 5 月 24 日」<http://www.cao.go.jp/sasshin/shiwake/detail/gijiroku/a-41.pdf> (2013 年 7 月 30 日アクセス)

<sup>3</sup> 研修監理業務を受託するにあたっては、研修監理員募集試験に合格し登録しなければならない。

にまつわる資料や参加者の情報などは業務開始日より前倒して与えられることもあるが、概ね2日ほどかけて研修プログラム・日程表・旅程表を使用言語に翻訳する。

また研修員が日本に到着するのは研修開始の前日、もしくは数日前である。空港から国内宿泊施設までは契約旅行代理店がアテンドし研修監理員が立ち会うことはないため、研修初日のプログラムを研修使用言語で案内する書類を作成し、宿泊施設のフロントに預けておく。

事前業務として契約書に明記はされていないものの、研修全体の目的や單元ごとの到達目標を詳細に記した一般情報（General information : GI と略される）を読み込んだり、講義資料がすでに出来上がっている場合にはそれらを予習したりする作業が加わる。

## 2-2. 来日プログラム対応

研修監理員が研修員と接触するのは研修初日となる。それより数日間は本体の研修とは別に来日プログラムが組まれる。研修の内容を問わず、以下のプログラムが実施される。

- ①ブリーフィング：研修員の登録手続き、健康保険証の発行、滞在費支給のための銀行カード貸与手続き、各種誓約書の署名
- ②ジェネラル・オリエンテーション：日本の生活様式、文化、社会・政治・教育制度などについての基礎的な一般情報の講義や実践
- ③プログラム・オリエンテーション：研修を担当する JICA 職員による解説

この部分については、国内に点在する JICA 研修宿泊施設（帯広・札幌・筑波・東京・横浜・中部・関西・中国・九州・沖縄）で行われる。JICA 施設で行われるため、来日プログラムそのものは英語の担当職員が用意されているが、使用言語が英語ではなく講師が使用言語を話さない場合、日本語でなされた説明を研修監理員が通訳をする。

## 2-3. 研修プログラム対応

来日プログラムの後、研修本体のプログラムが始まる。そのまま引き続き JICA 研修宿泊にとどまる場合もあるが、研修実施機関が遠方にある場合は移動が発生する。貸切バスやタクシーを備用するにせよ、公共交通機関を利用するにせよ、移動の同行・引率・旅程管理は研修監理員が担当する。

研修本体は講義・実習・視察・視察旅行で構成される。使用言語が英語ではない場合、講師や視察先の担当者が英語以外の言語を話せることはまれであるため、研修監理員がすべての通訳を担当する。実習や視察には移動が伴うことがほとんどであり、同行・引率・旅程管理やそれともなう関係者との確認・連絡・調整も研修監理員の業務である。

また、視察や実習はメディアの取材対象となることがある。その場合、代表インタビューなどが要請されることが多く、研修監理員は通訳の役割を果たす。本来の研修プログラムとあわせて、県庁や市役所への表敬訪問が組み込まれることも多い。本邦研修は国費による公的事業であり、そこに参加する研修員のグループは国別研修であれば当該国、課題別研修であれば数カ国を代表する外交団でもある。したがって儀礼プロトコルに相応しい内容のスピーチを研修員代表に要請し、通訳するのも研修監理員となる。日本側のスピーチや司会進行も英語以外では研修監理員が通訳することがほとんどである。

研修プログラムにはそれぞれの期間があり、短いもので10日ほど、長いものでは数ヶ月にわたる。その間の体調不良や怪我などの初動対応、ホテルや研修・視察場所の機材不良にはじまり支払にまつわる誤解にいたるまでのトラブル対応なども業務に入る。JICA 研修宿泊施設

ではクリニックが備えられており研修員が身体の不調を訴えた際には対応が可能であるが、そこから離れた場所で宿泊する場合は研修監理員が適切な医療施設を探した上で、可能であればプログラム終了後の夕方、そうでなければ休日に研修員に付き添う。また体調維持には適切な栄養補給が不可欠であるため、買い物ができるスーパーやショッピングセンターの場所を探して告知し、必要であれば案内するところまでふくめて業務の範囲となる。以上の理由で JICA 研修宿泊施設外で研修監理員も宿泊が必要な場合は、原則的に研修員と同じ施設で宿泊することになっている。

## 2-4. 評価会・閉講式から事後業務

研修が進んでくると、多くのプログラムでは研修員がみずから帰国後に取り組む行動計画 (action plan : 「アクションプラン」と呼ばれている) を作成することになる<sup>4</sup>。研修員の行う作業はおおむねパワーポイントの発表資料作成になるので、研修監理員は必要な補助にまわりつつ、研修の総まとめにむけた作業に入る。

まずは研修員が研修プログラムにたいしてどのように評価しているのかを調べるための評価表を配布し集計しなければならない。評価表そのものはフォーマットが決まっており、プログラムの内容、教材の質・量、講師の話し方や講義のテーマの妥当性から宿泊施設の快適性にいたるまで多岐にわたる項目で構成されている。研修員はその書式にしたがって5段階で評価し、自由記述欄にコメントを残すよう求められる。英語以外の言語ではこのコメントの翻訳も研修監理員の業務である<sup>5</sup>。

研修最終日にはアクションプランの発表と質疑応答の後、評価表の集計結果およびコメントをうけて、JICA と研修実施機関が研修員にヒヤリングを行う評価会が行われる。評価会終了後には閉講式が開かれ、研修員それぞれに修了書が手渡される。研修員はその翌日か数日後に帰国の途につき、研修監理員の業務も報告書を提出して終了となる。

## 3. フランス語研修監理業務の特性

以上、あらゆる言語に共通した研修監理業務を研修プログラムの時間軸にそって概観した。使用言語がどうあれ、研修監理業務にあたっては、研修員それぞれの背景について言語だけではなく地理的特性や職務などをふくめて全体的に配慮することが求められる。そのなかでフランス語研修監理業務においては、西・中央アフリカ地域の政治的かつ社会的な状況への理解が必要となるのは言うまでもない。総じて生活レベルや生活習慣が日本とは大きく異なる地域から来日する研修員への適切な対応とはどのようなものか、フランス語研修監理員それぞれが常に試行錯誤を繰り返しているといえる。以下に生活面、政治・社会面からフランス語研修監理業務の特性を見てみたい。

### 3-1. 生活面での対応

#### 3-1-1. 時差と気温差および体調管理

前述したように、JICA の実施する国際協力でフランス語といえばアフリカ、それも日本からは反対側に位置する西側の国々の言葉である。それらの国々へは日本からの直行便がないため、本邦研修に参加する研修員はヨーロッパ (パリ)、中東 (ドバイ)、東南アジア (バンコク)

<sup>4</sup> 本邦研修で作成するこの計画は中間報告として位置づけられ、研修員は帰国後数ヶ月後に JICA 現地事務所最終報告を提出することが求められている。

<sup>5</sup> 現場業務で時間が取れないプログラムの場合、配置されていない別の研修監理員に応援を要請することもある。

のいずれかを經由して来日することになる。待ち時間を入れると片道で20時間以上はかかる長旅を経て研修初日を迎えることになるため、研修員の体調管理にまずは注意しなければならない。また、アフリカのフランス語圏諸国は一年をとおして気温にあまり変化がなく、季節の区別は雨期と乾期しかないことがほとんどである。そのため、夏以外の季節では気温差で体調を崩しやすい。また夏の暑さもサハラ砂漠周辺の乾燥地帯の暑さと日本の湿潤な夏とは大きく異なるため、炎天下の視察で疲労が蓄積させてしまうこともある。気候の違いに起因する体調不良にくわえて、潜伏期間後の発病が研修中に起こってしまうこともあり、研修員が毎朝健康に研修プログラムに参加しているかどうかを確認するのが研修監理員の最初の日課である。

### 3-1-2. 時間厳守

これはフランス語圏だけのことではないが、生活習慣の面では、研修員に時刻厳守をいかに徹底させるかが課題となる。ただし、時間をきっちり守ることに日本ほどの価値を与えられていない社会から来る研修員にたいしては、いきなり強く注意するのは逆効果ですらある。日本人どうしでは自明のことであっても、時間を守ることで互いの貴重な時間を生かしあえるという利点、時間に遅れることにたいする日本人の否定的な受け取り方、そして遅刻することで研修員ひとりひとりのみならず出身国のイメージダウンをもたらすリスクなどを逐一説明しなければならない。そのうえでなお遅刻を繰り返す研修員には、あらためて落ち着いて説明することで時間を守ることの重要性を理解してもらえることがほとんどである。なお、研修員が時間に遅れる場合は往々にしてプログラムを軽んじているからというよりは、別のことに集中していて時間に気づくのが遅れただけのことが多いため、休憩中の研修員の動線のある程度把握しておき時間になれば一声かけておくだけでも遅刻を減らすことができる。

### 3-1-3. 食事

フランス語圏アフリカの特徴の一つとして、イスラム教の影響が強い国とそうではない国の両方を含んでいることがあげられる。イスラム教徒の研修であっても、JICA 研修宿泊施設内ではイスラム教徒向けのメニューが明示されている食堂があり、とくに問題は起こらない。しかし、その他の場所では研修員が各自購入することになっており、市中のファストフード店や定食屋で外食したり、コンビニエンスストアやスーパーなどで食料品を購入しホテルの部屋で食事することになる。研修監理員が毎食付き添うことはないとはいえ、日本で提供されているものには食材が不明瞭なものも多く、宗教的な理由や体調などにあわせて必要な食材をどこで手に入れられるか案内する必要がある。

また、農業や観光などの研修では試食が視察の一部をなしていることが多い。視察にあたっては視察先がご厚意で食事を用意してくださることもある。その際に研修員が食べることができない食材などを伝えておく必要がある。イスラム教徒にとっての豚肉はよく知られているが、菜食主義者の場合も特別な対応が求められる。また、研修がイスラム教の断食月にかかる場合は日中に飲食がいっさいできなくなってしまうことも伝えておかなければ、ご厚意を無にするような形になりかねない。持ち帰りできる形にして頂いたうえで、研修員から重ねて感謝の意をあらわすようにしてもらおうなどの配慮が必要となる。ただし、イスラム教徒への配慮のために視察や実習が妨げられるようなことがあってはイスラム教徒ではない（ほとんどがキリスト教の）研修員の不満につながりかねず、バランスの取れた配慮が求められるところである。

## 3-2. 政治的・社会的特性への配慮

### 3-2-1. 政治・社会情勢の不安定さへの配慮

近年のフランス語圏アフリカ諸国をめぐるニュースは内戦や選挙に続いて起こる暴動など、政情不安を反映したものが多くなっている。ここ3年に限定してみても、2011年1月にチュニジアの抗議行動から広がったアラブの春をめぐるマグレブ諸国の混乱に加えて、ニジェール(2010年:クーデター)、コートジボワール(2010年:大統領選挙後の混乱)、ブルキナファソ(2011年:給与の遅配から発した軍隊の反乱)、マリ(2012年:トゥアレグ族を中心とした分離独立派による内戦)、中央アフリカ(2013年:反政府派の軍事侵攻)と続けて政情不安が起きている。研修員は多くの場合公務員であり、そうした政情不安によって職務の遂行が困難な状況に置かれていることがしばしばある。諸制度が機能することがほぼ前提となっている日本で彼らの状況を想像するのは困難である。また、クーデターや軍の反乱や選挙後の混乱などで情勢が不安定化したとしても、もとより公共制度や社会インフラがあまり人々の生活に入り込んでいない国々では、外からイメージするよりもずっと早く「常態」の回復が認識されるものである。したがって研修員が自国の政情不安について長々と解説することもあまりない。こうした条件のなかで自国の状況について研修員から寄せられた言葉を通訳する際には、資金・資材・人材の不足を訴える言葉に終始しがちである。それでは、彼ないし彼女が日々生きている現実が部分的にしか伝わらず、ただその場で援助を求めているだけに聞こえてしまう恐れがある。一般的な通訳業務においては訳者自身が言葉のやりとりを介入することは強く戒められているのに対して、研修監理業務においては日本側に研修員の置かれている状況をよりよく理解してもらうためさらに詳細な説明を要請する必要に迫られる時もある。

### 3-2-2. 中央集権と地方分権

前述したように研修員の多くが公務員であるため、研修プログラムには該当する分野の行政制度についての講義が用意されている。その際、日本全体が傾向として中央集権から地方分権へと向かっており、国が率先して政策を導いていた高度経済成長期の行政のありかたから、地方公共団体が地元住民のニーズに沿った政策を立案する方向へと舵を切っている、という大きな潮流についてはあまり触れられることがない。むしろ、農業であればそれぞれの地方自治体レベルでの農政を担う組織と優先課題などの最新情報についての講義がなされる。研修員は行政制度について強い関心を抱いており、講義後に活発な質疑応答がなされるのだが、そこで研修員からは必ずといっていいほど国の役割についての質問が出てくる。ところが、国や地方といった行政システムのあり方について、日本側の現状を通訳し、研修員の質問を訳すだけでは話がかみ合わなくなってしまうことがある。つまり、行政制度について語る際に、国と地方のあり方の前提、つまり権限が首都に集中し地方の役割とは中央が決定した施策を実現することにある中央集権体制を前提としているのか、地方に施策の立案や決定の権限が任されている分権体制を前提としているのかについて、ある程度は日本側と研修員側の双方に理解してもらっておかなければならない。

日本の行政・政治システムが中央集権なのか地方分権を指向しているのかについて議論するのは本稿の目的ではない。ただし、本邦研修の研修監理業務を遂行するにあたってすくなくとも理解しておかなければならないのは、フランス語圏アフリカの多くの国は日本と比較すると強く中央に権限を集中させようとする体制だということである。

1960年前後に相次いで独立を果たしたこれらの国では、多くの場合旧宗主国フランス共和国のジャコバン的中央集権体制に基づいた大統領制を念頭に置きながら国家体制の整備を試みた。大統領と官僚機構の権限を大幅に強化したフランス第五共和政の制定を求めたド・ゴールの復活(1958年)後に独立が実現したという経緯もそうした傾向に大きく寄与したであろう。しかし、アフリカの国境線の多くがヨーロッパ列強間の角逐の末の妥協の産物ともいべき人

工的な区割りであったために<sup>6</sup>、かような国民 Nation と国家 État を強固に同一のものとする (République une et indivisible : 「一つにして不可分な共和国」) 国民国家的政治体制が民主的かつ安定的に運営されることには大きな困難が残されている。前述したような政情不安が連続して発生する現実はいまだにそうした困難が手つかずのままであることを示している<sup>7</sup>。フランス的国民国家を掲げながら国の形を維持することすらままならない状況におかれているフランス語圏アフリカの多くの行政官にとって、施策の立案および予算配分とは、なにはさておき首都の中央政府で決定される事項なのだ。地方に独自の財源があることすら想像がつかないといった事態に出会うこともまれではない。

そうした前提のまま日本の行政制度についての講義を受けると、たとえば国と都道府県と市町村それぞれのレベルで財源があり、一つ一つの事業に対して負担割合が定められ、受益者の費用負担割合まで決定されるといった、日本の行政関係者のあいだでは自明とされている事柄にも研修員は疑問点を抱えたままとなってしまう。国際協力の分野では参加型手法や住民や地方のイニシアティブを重視する傾向があるなかで、JICA の本邦研修でも住民組織や地方自治体独自の取り組みを積極的に紹介している。こうした計画の立案および実施に際して国の関与が限定的なものにとどまる事例であっても、どこか国の陰を探そうとする研修員からの疑問に直面することは珍しくない。研修監理員としては講義以外の時間に研修員それぞれの出身国の制度をヒアリングし日本の行政制度と比較させながら、日本の地方レベルでは独自の施策が可能であることを説明することも時として必要となる。

#### 4. おわりに：研修監理員の経験を生かす

以上、JICA 技術協力の一環としての本邦研修で研修監理員の担う業務について、主にフランス語の視点から概観してきた。日常生活の些細なトラブル対応から政治体制の解説にいたるまで、研修監理員に要請される事柄は多岐にわたる。本稿では本邦研修の枠組みと研修監理業務全般に焦点を当てたため個別の研修テーマについては詳述できなかった。一つ一つの本邦研修は地域開発、社会基盤整備、農林水産、保健医療、社会福祉といった JICA 技術協力のそれぞれの分野に対応している。もちろんのこと、研修監理員はそのような案件ごとに異なる分野の講義や視察に対応した準備をしなければならない。こうした柔軟な現場対応能力と高度な語学力の両方を要求される業務を担う研修監理員ではあるが、一つ一つの本邦研修を円滑に運営するべく現場に呼ばれる外部人材といった立場にとどまっているのが現状である。

しかしながら、国際協力で貢献しうる技術を持ち合わせた組織・人材と日本からの支援を有効に生かしうる立場にある研修員との間にたち、お互いの視点をすりあわせる経験を積んでいるのが研修監理員である。こうした、日本と途上国をいわばコーディネートする経験は、日本と開発途上国、とりわけアフリカとの国際協力にとどまらないパートナーシップ醸成に益するものとなるだろう。とりわけ、財政赤字がクローズアップされるなか国家予算から国際協力に割り当てる資金を増加させ続けるのが難しくなった現在の日本は、2013年7月に行われた TICAD V (アフリカ開発会議) の成果文書で謳われているように積極的な民間投資もあわせ

<sup>6</sup> 現在のアフリカ諸国の国境は 1884 年のベルリン会議で決定された植民地分割案に基づいている。

<sup>7</sup> 中央アフリカ共和国の前首相で 2012 年の大統領選挙の候補者であったマルタン・ジゲレ氏がジャン・ジョレス財団のホームページ上で公開している論文にこうした課題が整理されている。Martin Ziguélé, « Tentatives de construction de l'État-nation en Afrique centrale », <http://www.jean-jaures.org/Publications/Les-notes/Tentatives-de-construction-de-l-Etat-nation-en-Afrique-centrale> (2013 年 7 月 30 日アクセス)

てアフリカ開発に貢献する道をたどることになるはずである<sup>8</sup>。そこで、研修監理員の経験を蓄積・分析・体系化し、研修監理員自身を研修の枠組みを超えたところで活用することで、官民をあわせた日本のアフリカ開発支援をより有効に進めることができるのではないだろうか。

---

<sup>8</sup> 平成 25 年 6 月 3 日 TICAD V で採択された「横浜宣言 2013」では、「民間セクター主導の成長の促進」の項目において「更なる民間投資を促進し、投資環境、法制度及び規制の枠組みを改善する」と謳われている。  
外務省 HP「横浜宣言 2013」[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3\\_000209.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_000209.html) (2013 年 7 月 30 日アクセス)